【契約ひな形】

アラブ首長国連邦への派遣に関する契約書

●●（以下「甲」という。）と一般財団法人 INPEX JODCO 財団（以下「乙」という。）は、乙がアラブ首長国連邦（以下「UAE」という。）の鷹狩団体である Emirates Falconers' Club（以下「EFC」という。）と共同で実施すべく、２０２５年度団体公募にて公募した鷹狩文化交流支援事業（鷹匠交流）のうち、甲及び甲が選定し、乙が本事業への参加を認めた参加者を UAE に派遣し、UAE の鷹匠との交流を図る UAE への派遣事業（以下「本事業」という。）を実施するに際して必要となる手配に関して、以下のとおりアラブ首長国連邦への派遣に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本契約は、乙の本事業に甲及び参加者（第２条第１項に定義する。以下同じ。）が参加するにあたり、甲の役割、責務その他の必要な条件を定めることを目的とする。

（本事業における甲の義務）

第２条　甲は、本契約の締結後、遅滞なく、自らの責任及び負担において、乙が別途定めた２０２５年度団体公募・募集要項に従い、本事業に参加する参加者（以下「参加者」という。）を選定し、乙の承諾を得なければならない。

２　甲は、自ら本事業に参加し、自らの責任において、参加者をUAEに引率し、やむを得ない事情がある場合を除き、参加者をして、本事業に参加させる。

３　前各項に定めるほか、甲は、本事業に関して、以下の各号に定める対応を実施する。

(1) 本事業に参加するにあたり、甲は参加者の行動に責任を負い、参加者に日本及び UAE の法令や両国の社会的慣習を遵守させること

(2) 本事業を実施する上で乙が必要とする参加者の個人情報等の収集及び当該情報を乙に対する速やかな提供

(3) 参加者が本事業に参加する上で必要となる交通手段のうち、第３条第１項第４号で規定されたものを除いた合理的な手段での交通手段の手配

(4) 本事業に係る旅行中の参加者の引率

(5) その他、甲及び乙の協議により甲が対応することとされたもの

４　甲及び乙は、本業務の遂行に関し、甲が乙を代理する権限を一切有しないことを確認する。

（本事業における乙の責務）

第３条　本契約の期間中、乙は次に定める対応を実施する。

(1) 本事業を実施するにあたって必要となる EFC との連絡及び調整

(2) 本事業の日程及び内容等、その他本事業の実施にあたり必要な情報（本事業の日程及び内容等に変更が生じる場合には、当該変更に係る情報を含む。）を適時に甲に対して提供すること

(3) 甲及び参加者が本事業に参加するために必要かつ合理的な範囲での UAE での滞在先及び UAE での食事の手配及び提供

(4) 甲及び参加者が本事業に参加するために必要かつ合理的な範囲での日本国内の旅行並びにアブダビ国際空港の往復航空券及び UAE 国内における交通の手配

(5) 本事業において UAE に渡航し、滞在し、及び日本に帰国するために乙が十分と判断する甲及び参加者の海外旅行保険の手配

(6) その他、甲及び乙の協議により乙が対応することとされたもの

２　乙は、本契約に定めるほか、本契約に基づき甲が実施する対応に関して、何らの責任及び負担を負うものではなく、参加者から何らかの請求その他のクレームを受けた場合においては、甲が自らの責任及び負担において解決し、乙を免責させ、及び乙が参加者への対応（参加者に対する金銭の支払及び何らかの措置の実施等を含むが、これらに限られない。）をした場合には、当該対応に関して乙に生じた損害、損失、費用及び実費を乙に対して支払う。

（無報酬・費用負担）

第４条　乙は、甲に対して、本事業への参加その他第２条に定める義務の履行の対価として、何らの報酬を支払う義務を負わない。

２　乙は、甲に対して、本事業に関して甲が支出した以下の各号に定める費用を支払う。

(1) 本契約の第２条第３項第３号及び第２条第３項第５号で定めた費用

(2) その他、甲が支払いを要請し、乙が承認した本事業への参加に伴う諸経費

３　前項に定めるほか、甲が本事業に参加するにあたり必要な費用は甲が自ら負担し、乙は、甲に対して、報酬その他の財産上の利益を提供する義務を負わない。

（費用請求と支払方法）

第５条　乙は、甲に対して、前条に定める費用を、甲乙協議の上、次に定める方法により支払う。

(1) 甲が立替払いをし、事後に乙に請求する。

(2) 乙が発生時点で負担する。
(3) 乙が現物で提供する。

２　前項第１号に定める支払い方法の場合、甲は、乙に対して、本事業が終了した月の翌月末までに、当該費用の請求書及び乙が求める証憑を提出する。

３　乙は、前項に定める請求書及び証憑の内容を確認した上で、前条の定めにより乙が支払うべき費用と認められる場合には、前条に定める請求書及び証憑の受領後３０日以内に、甲が別途指定する銀行口座に振込送金する方法により支払いを行う。なお、支払に要する手数料は、乙が負担する。

（契約の解除）

第６条 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれか一つに該当したときは、事前の通知を以って本契約を解除することができる。

(1) 本契約に定める条項に違反し、当該違反状態を是正するよう催告をしたにもかかわらず、相当期間経過後も当該違反状態が是正されないとき
(2) 監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき
(3) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥った時、又は手形若しくは小切手が不渡りとなったとき
(4) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
(5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき
(6) 解散の決議を行ったとき
(7) 会社分割、事業譲渡、合併その他の事業再編行為を行ったとき
(8) 資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく義務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき
(9) その他、前各号に準じる事由が生じたとき

２　前項に定めた事項に加え、甲が乙に提出した書類の内容に虚偽が認められた場合、乙は、事前の通知を以って直ちに本契約を解除することができる。

３　前項に定める契約の解除は、相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

（損害賠償）

第７条　乙の責めに帰すべき事由により本事業が中断となった場合、それまでに生じた甲の実費は乙が負担する。なお、この場合において、乙は第４条第２項で定めた費用以外の一切の金銭の支払義務を負わない。

２　甲の責めに帰すべき事由により本事業が中断又は中止された場合その他甲の責めに帰すべき事由により乙が損害を被った場合、甲はかかる損害を賠償

する。

（秘密保持）

第８条　甲及び乙（本条において、以下「受領者」という。）は、本契約の履行の過程において受領した相手方（本条において、以下「開示者という。」の業務上の情報及び個人情報等の一切の情報（総称して、以下「秘密情報」という。）を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示し、公表し、又は漏洩してはならず、本契約の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならない。

２　次のいずれかに該当する情報は、前項に定める秘密情報に含まれない。

(1) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報

(2) 開示を受けた際、既に公知となっている情報

(3) 開示を受けた後、自己の責めによらず公知となった情報

(4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報

(5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報

３　第１項の定めにかかわらず、受領者は、EFC、本業務又は本事業のために秘密情報を知る必要のある自らの関係会社並びに自ら又はその関係会社の役員及び従業員、並びにそれらの弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家アドバイザー（総称して、以下「関係者」という。）に対して、秘密情報を開示することができる。この場合においては、当該関係者をして本契約と同等の秘密保持義務を遵守させるものとし、かつ、関係者による当該秘密保持義務違反に対して、開示者に対して一切の責任を負うものとする。

４　第１項の定めにかかわらず、受領者は、適用のある法令若しくは規則（行政指導及び金融商品取引所等（自主規制法人を含む。以下同じ。）を含む。）に基づき秘密情報の開示若しくは公表が義務付けられている場合、又は国内外の裁判所、政府機関若しくは金融商品取引所等から開示若しくは公表の要請があった場合には、当該義務又は要請に基づく必要最小限の範囲及び態様において、秘密情報を開示又は公表することができる。この場合において、受領者は、事前に（事前の通知を行うことが法令上又は実務上著しく困難である場合には、事後可能な限り速やかに）開示者に対して、秘密情報を開示又は公表する旨及び開示又は公表する秘密情報の内容を通知しなければならない。

５　受領者は、開示者から要求があった場合には、直ちに、開示者から受領した秘密情報及びそれらの複製物（態様の如何を問わない。）を、開示者の指示に従い返還、廃棄又は消去する。ただし、以下の各号に定める情報は、受領者が引き続き本契約に基づく秘密保持義務に服することを条件として、返還、廃

棄又は消去の対象外とする。

(1) 受領者の社内決裁資料に含まれている秘密情報

(2) 適用のある法令若しくは規則又は受領者の社内規則により保持することが義務付けられている秘密情報、及び国内外の裁判所、政府機関、金融商品取引所等から保持することが要請されている秘密情報

(3) 受領者の通常のデータバックアップの一環として保持している情報で削除することが合理的に困難な秘密情報

（不可抗力）

第９条　甲及び乙は、地震、台風、津波、暴風雨、洪水、疫病、感染症その他天災地変、戦争、暴動、内乱、テロその他社会的事変、関係監督官庁の命令若しくは指示その他不可抗力により、又は自らの責に帰することができないと認められる事由により、本契約の一部又は全部の履行不能等を生じた場合には、相手方に対してその責任を負わないものとする。

２　甲及び乙は前項に定めた事由が生じた場合は、その事実を証明する書類を添付してただちに相手方に通知するものとし、当該事由による影響の軽減・回復のために最善の努力を尽くさなければならない。

３　前項に定めた事由が生じ、本契約の目的を達成することが困難である場合、甲及び乙は協議の上で本契約を修正又は解除することができる。

（贈収賄汚職防止法等の遵守）

第１０条　甲及び乙は、本契約に関連して当事者に適用されるすべての贈収賄及び汚職に関連する法律、規則、政令、命令その他の法令（不正競争防止法、米国海外腐敗行為防止法及び英国２０１０年贈収賄防止法を含むが、これらに限られない。）を遵守するとともに、基本的人権を尊重しなければならない。

２　乙は、必要に応じて、甲の贈収賄汚職防止法令遵守状況について監査をすることができるものとする。

３　甲又は乙が本条に定める事項に違反した場合、その相手方は、本契約に定める一切の義務から免責されるものとし、何らの催告を要することなく、書面での通知により本契約を解除することができるものとする。

（反社会的勢力の排除）

第１１条　甲及び乙は、相手方に対し、自己（役員又は実質的に経営権を支配する者を含む。）が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的

勢力」という。）に該当しないこと及び反社会的勢力に自らの名義を利用させて本契約を締結するものではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

２　甲及び乙は、相手方に対し、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。

(1) 暴力的な要求行為
(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
(5) その他前各号に準ずる行為

３　甲及び乙は、相手方が前二項に違反し、又はそのおそれがあると合理的に判断できる場合には、何らの催告なく、直ちに本契約を解除するとともに、当該違反により生じた損害の賠償を請求することができるものとする。

４　甲及び乙は、前項により本契約を解除した場合において、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとする。

（契約期間）

第１２条　本契約の有効期間は、本契約の締結日から第４条第２項に定める費用の支払が完了するまでとする。ただし、第８条（秘密保持）については、本契約の終了後３年間引き続き有効とし、第６条（契約の解除）第３項、第７条（損害賠償）、第９条（不可抗力）、第１１条（反社会的勢力の排除）第３項及び第４項、本条、並びに第１３条から第１５条の規定は、本契約の終了後も引き続き効力を有する。

（譲渡禁止）

第１３条　甲及び乙は、相手方当事者の書面の承諾を得ることなく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務を、第三者に対して、譲渡、承継、担保提供その他一切の処分をしてはならない。

（準拠法）

第１４条　本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

（管轄）

第１５条　本契約に関する甲及び乙間の一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（信義誠実の原則）
第１６条　本契約に定めのない事項又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、信義誠実の原則に則し甲乙間で協議し解決するものとする。

【契約ひな形】

本契約の成立の証として、本契約書２通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名又は記名押印の上、それぞれ各１通を保有する。

2025 年 ●月 ●日

甲　●●●●●

●●

東京都港区赤坂五丁目３番１号
乙　一般財団法人INPEX JODCO財団

代表理事
藤井　洋